

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
I 地域福祉を支える人づくり	① 福祉に関する教育・啓発の推進	(1) 福祉に関する意識啓発の推進	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	社会福祉課	1	見やすさやわかりやすさに配慮する。新たな制度や内容の見直しを図りながら今後も継続して実施する。広く周知するため、配布場所や配布方法についても検討し、イベントなどの機会も生かして周知を図る。	A	A
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	・高齢者のための福祉サービス ・リーフレット(事業所一覽) ・出前講座の実施61回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護福祉課	1	今後も継続して広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知をする。	A	A
			健康教育事業	健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、生活習慣病予防等の教室や講話を実施する。	継続	生活習慣予防のための各種健康講座の実施 動画を活用した健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 幸手市健康マイレージ参加者数 2,100人	動画による健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 6回(125人) 幸手市健康マイレージ参加者数 2,349人 疾患別(高血圧症)健康講座 2回(55人) 運動教室 4回(63人)	生活習慣予防のための各種健康講座の実施 動画を活用した健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 幸手市健康マイレージ参加者数 2,000人	健康増進課	1	自宅でも動画を参考に正しい運動を取り組めるよう運動動画を運動教室で紹介し、DVDやQRコードを配布した。来年度以降も積極的に活用していく。また、今後も各種健康講座を開催し、健康に関する正しい知識の普及・自らの健康づくりを促す事業を実施する。	A	A
			子育て支援に関する情報の発信	子育て支援に関する情報をまとめたリーフレット等を作成し、窓口等に設置して市民に周知を図った。	継続	子育て支援情報の継続配布	子育て支援情報の継続配布 ウエルス幸手の子育て総合窓口、市民課(転入者)、検診時に配布	子育て支援情報の配布	こども支援課	1	子育て支援情報の形式がA3サイズの横四つ折りのため、A4サイズに変更し、より見やすく活用しやすいものとなるように工夫していく。	A	A
		(2) 福祉に関する学習機会の充実	認知症サポーターの養成	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮していくために、認知症に関する基礎的な知識を学び、地域であたたかく見守る認知症サポーターを養成する。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。 認知症サポーター数(累計)2,400人	認知症サポーター数(累計)2,455人	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。 認知症サポーター数(累計)2,475人	介護福祉課	1	認知症サポーター数は増加している。今後も継続して普及啓発を行い認知症サポーター数の増加を図る。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
② 地域福祉を担う人材の確保と		(1) ボランティア活動の推進	子育て応援まつりの共催	「幸手子育て支援ねっとわーく」による、子育て応援まつり実行委員会との共催による、子育て応援まつりの開催	継続	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちの交流を図り親子で楽しめるイベントとして、年1回開催	子育て応援まつり(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事前予約制とし、実施)	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人たちの交流を図り親子で楽しめるイベントとして、年1回開催	こども支援課	1	ボランティア団体が主催し、地域の子育て中の親子との交流が図れるため、継続して実施する。	A	A
		(2) 地域福祉の担い手の育成・支援	ファミリーサポートセンター事業 スキルアップ講習会	外部講師による、ファミリー・サポート・センターの協力会員と両方会員を対象にした講習会	継続	年4回実施 「救命講習入門コース」「健康福祉まつり」「児童虐待の現状と私たちにできること」「小児食の調理実習」	年3回実施 「小児食(援助時)の調理実習」中止、「健康福祉まつり」中止、「救命講習入門コース」11名、「児童虐待の現状と私たちにできること」10名、「命を守る防災講座」20名	年4回実施 「発達に気になる子へのかかわり方と折り紙で遊ぼう」「健康福祉まつり」「小児食(援助時)の調理実習」「救命講習入門コース(仮)」	こども支援課	1	会員のスキルアップのために必要な講習を工夫し、継続して取り組んでいく。	A	A
		(3) 市民の自主的活動・関係団体などへの支援	障がい者団体への支援	障がい者団体への支援を通じて、障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図る。	継続	・幸手市身体障害者福祉会、サークル青空への支援。 ・彩の国ふれあいピック参加支援。	・幸手市身体障害者福祉会への運営費補助金交付。 ・彩の国ふれあいピック参加へ支援を行った。	・幸手市身体障害者福祉会、サークル青空への支援。 ・彩の国ふれあいピック参加支援。	社会福祉課	1	障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図るためには、障がい者団体への支援とともに、関連するボランティア団体や社会福祉協議会との協力が重要である。会員の高齢化や会員数の減少が課題となっており、活動内容の検討や周知など障がい者団体と協力して行っていく。	A	A
		地域介護予防活動支援事業(育成支援)	出前講座を通じて、介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行う。また、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等実践する。	継続	介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行い、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等を実施する。	介護予防に関する地域活動団体 40団体 介護予防サポーター 115人	介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行い、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等を実施する。	介護福祉課	1	市ホームページへの掲載や、チラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れている。今後も継続して実施する。	A	A	
		子育て応援サークル活動等助成事業	地域の子育て支援体制の充実のため、子育て家庭を応援する事業を企画実施する団体を公募し、審査し助成する。	継続	1団体30万円を上限に、団体数3団体	助成なし	1団体30万円を上限に、予算の範囲内で補助する	こども支援課	4	子育て応援サークル活動による地域の子育て支援体制の充実を図ることは重要であるため、活動団体からの相談に応じて予算を確保し、団体の活動を支援する。	D	D	
		各種関係団体への活動支援(補助金等)	公民館において文化活動を行う団体の活動に対し、助成を行った。	単年度	補助金交付団体 1団体(幸手市公民館クラブ連絡協議会)	役員会等9回 美化運動3回 クリーン作戦1回 公民館祭実行委員会等3回 公民館祭展示部門・発表部門・囲碁大会開催 延べ379人	活動クラブ数減少のため、解散	社会教育課	2	団体構成員の高齢化に伴い解散する団体が増加しているおり、令和4年度で解散となる。	B	B	
		(4) 専門的な人材の確保	介護人材の育成・確保	市内の多くの介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員連絡協議会」へケアマネジメントの質の向上を目的とした研修を実施する。また、医療職を目指す学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受け入れる。	継続	研修及び地域実習の受入れ	研修の実施 2回 地域実習の受入れ 2回	研修及び地域実習の受入れ	介護福祉課	1	予定していたとおりに介護支援専門員向けの研修を実施することができた。また、要請のあった地域実習の受入れも全て対応することができた。引続き、研修の実施及び地域実習の受入れを継続していく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応			
			生涯学習推進事業	「さって市民生きがい教授」制度により、各種指導者、講師の登録及び市民への情報提供を行う	継続	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。指導者登録 52件 相談件数 2件	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。	社会教育課	3	制度活用のため、周知方法について検討する必要がある。	C	C	
		(5) 社会福祉協議会への支援の充実	幸手市社会福祉協議会運営費補助事業	地域福祉の中核となる幸手市社会福祉協議会の経営基盤の安定化を図るため運営費(人件費相当分)に対する補助金を交付する。	継続	補助額 38,771,000円(職員4名、臨時等2名)	補助額 38,771,000円(職員4名、臨時等2名)	補助額 39,914,000円(職員4名、臨時等2名)	社会福祉課	1	地域福祉の中核として事業を積極的に行っており、補助を行うことにより安定した経営が図られたことから、継続して実施する。	A	A	
			社会福祉協議会への職員の派遣	幸手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、社会福祉協議会へ職員を派遣する	継続	職員派遣人数 1名	社会福祉協議会へ職員派遣 1名	職員派遣人数 1名	庶務課	1	市内部の職員数を確保するため、今後は職員を派遣することが難しい状況である。	A	A	
II	支え合いのある地域づくり	① 地域で支え合うコミュニティの創出	(1) コミュニティ意識の醸成	行政区長会への情報提供事業	継続	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	区長会議・総会・役員会において、市政に関する周知報告を行うことができた。また、区長会で実施した研修会の運営を支援することで、地域コミュニティの発展と自治活動の増進を図れた。	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	市民協働課	1	区長会議・総会・役員会において、市政に関する内容について、情報共有を通して連携ができたほか、区長会の活動を支援することで自治活動の増進及び協働を推進することができた。市と各区との連絡調整、市民の福利の増進に寄与することを目的とした事業のため、継続して実施する。	A	A	
			(2) コミュニティ活動の推進	地区市民センター管理運営事業	継続	地域行政の拠点として、地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じたサービスを提供する。	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	市民との協働を推進する拠点として、各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、また、地域の市民活動に関わることで、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を支援することができた。	市民協働課	1	市役所に行かなくても各種証明書の発行や各種届出受付業務などが行えることの周知などがあり、地域の市民活動に参加することで、地域づくりのための情報収集から課題解決等の支援が図れることから、継続して実施する。	A	A	
			(3) 協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成	市民との協働体制整備事業	継続	市民との協働推進について更なる体制整備を図るため、市民協働事業推進協力報償金を各行政区に支給する。	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力行政区107	協働事業を行った行政区に報償金を支給し、地域の体制整備を図ることができた。 ※協力行政区107	市民協働課	1	行政区が行う市及び関係機関の発行物の配布、市及び関係機関が主催、共催又は後援する事業等への参加促進、地域の課題解決のための市との協働に対して報償金を支給することで、市民との協働推進が図れ、地域の体制整備が行えているため、継続して実施する。	A	A	
				スーパー健康長寿サポーター健康長寿サポーター養成講座	継続	埼玉県で実施している健康長寿埼玉プロジェクト「健康長寿サポーター事業」に基づき、「スーパー健康長寿サポーター」の認定を受けたサポーターと協働して「健康長寿サポーター」の養成を実施し健康づくりの啓発を行っている。	スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施 1回 スーパー健康長寿サポーターの養成 1人	スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施 0回 スーパー健康長寿サポーターの養成 0人	健康増進課	2	スーパー健康長寿サポーターの養成は埼玉県が主催しており、養成時期や方法・開催場所など調整が難しいため、コンスタントな養成は難しい。健康長寿サポーターの養成を継続し健康づくりの啓発を行うとともに、スーパー健康長寿サポーターの活動の支援をしていく。また、スーパー健康長寿サポーターと調整しながら活動の機会をどのように設けていくか検討していく。	B	B	
			(4) 地域福祉ネットワークの強化	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	継続	認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に発見し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力体制を構築した。	関係機関 170事業所	関係機関 152事業所	関係機関 170事業所	介護福祉課	2	関係機関へ高齢者への支援に係る情報を周知することができたが、目標としていた事業所数まで関係機関を増やすための周知方法や取組み内容の検討が必要である。引き続き継続体制の構築に取り組んでいく。	B	B

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応			
		(5) 住民の支え合い活動の促進	幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費補助事業	民生委員・児童委員の地域における福祉活動を支援するため、事業運営費を補助する。	継続	補助額 7,969,000円	補助額 7,969,000円	補助額 8,067,000円	社会福祉課	1	地域福祉の担い手として円滑に活動が行われていることから、継続して実施する。	A	A	
			コミュニティ連携推進事業	クリーン作戦、市民まつりなどの機会を通して、地域における支え合い活動の普及啓発及び地域での助け合い活動などを推進する。	継続		防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦および花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	クリーン作戦および花いっぱい運動を通じて、市民との協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などが推進された。	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦および花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	市民協働課	1	防災、防犯、環境分野などで地域でのコミュニティ連携が必要不可欠になるため、コミュニティ団体が一堂に集まるクリーン作戦などを通して、さらなる地域活動への参加を推進する。	A	A
	② 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 身近な交流の場の提供	地域活動支援センターの充実強化	障がい者の創作的活動や生産活動、社会との交流促進の機会の提供などを行う地域活動支援センターを充実強化する。	継続	市内の地域活動支援センターの充実強化。	運営費補助金を交付し、支援を実施。	市内の地域活動支援センターの充実強化。	社会福祉課	1	市内の地域活動支援センターに補助金を交付し、安定した運営と内容の充実強化のための支援を今後も継続していく。近隣市町とも協力し、市外の地域活動支援センターを今後も利用することが出来るようにするほか、地域活動支援センターの充実強化について協議していく。	A	A	
			空き店舗・既存ストックの活用事業	商工会主体の空き店舗対策事業として「プラス」を拠点に、各種団体等の活動や、展示スペースなどとして利用してもらうことで、中心市街地の楽しさ・利便性・魅力の向上を図る(幸手市中心市街地にぎわい創造事業費補助金)。	継続	第6次幸手市総合振興計画の成果指標として、現在2件の空き店舗活用数を令和5年までに3件までに増加させる。	・空き店舗活用数が10件となった。 ・商工会が主体となり、「しあわせのえきプラス」として空き店舗を活用したイベントが行われた。	第6次幸手市総合振興計画の成果指標として、現在2件の空き店舗活用数を令和6年までに12件までに増加させる。	商工観光課	2	空き店舗の認識として、シャッターは閉まっている店舗はあるが住居を兼ねているため活用できる物件がないのが現状である。 現在利用されている空き店舗の利用周知や活用方法の再考が必要と考える。	B	B	
			図書館お話し会実施事業	ボランティア団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施する。香日向分館は図書館スタッフにより実施する。	継続	実施回数90回 参加者総数1,500人	実施回数81回 参加者総数1,080人	実施回数90回 参加者総数1,500人	社会教育課	2	参加者数が低迷しており、広報活動をさらに充実する必要がある。	B	B	
			(2) 公共施設などの活用	各種団体による保健福祉総合センターの施設利用	保健福祉総合センター(ウェルス幸手)の会議室等の利用により市民活動の支援を行う。	継続	年間利用団体数(延べ件数) 300団体	年間利用団体数(延べ件数) 398団体	年間利用団体数(延べ件数) 400団体	社会福祉課	1	多くの団体が利用しており、会議室等の貸出しによって市民活動の支援が図れていることから、継続して実施する。	A	A
				老人福祉センター	地域の高齢者の生きがいや交流の場として整備した。	継続	高齢者が生きがいを持ち、元気で暮らせるよう交流の場を支援する。	利用者数 11,044人	高齢者が生きがいを持ち、元気で暮らせるよう交流の場を支援する。	介護福祉課	1	高齢社会に対応するための健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修及び講話の開催や、老人クラブの活動強化等ソフト面での充実を図るとともに、既存の施設を交流の場として活用できる施策を検討していく。	A	A
				学校体育施設開放事業	地域住民に身近な学校体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供している。	継続	年間利用者数 42,000人	年間利用者数 62,794人	年間利用者数 42,000人	社会教育課	1	事業は順調に実施された。	A	A
				市民文化体育館管理運営事業	市民のスポーツ・文化の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 140,000人	年間利用者数 152,137人	年間利用者数 140,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・更新等を行う必要がある。	A	A
				武道館管理運営事業	武道の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 20,000人	年間利用者数 28,945人	年間利用者数 20,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・更新等を行う必要がある。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			体育施設管理運営事業	B&G海洋センター、幸手総合公園(野球場、庭球場、陸上グラウンド)、神扇グラウンドにおいて、市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施している。	継続	年間利用者数 B&G海洋センター 9,000人 野球場 15,000人 庭球場 15,000人 陸上グラウンド 17,000人 神扇グラウンド 6,000人	年間利用者数 B&G海洋センター 11,234人 野球場 27,166人 庭球場 21,176人 陸上グラウンド 41,553人 神扇グラウンド 9,032人	年間利用者数 B&G海洋センター 9,000人 野球場 15,000人 庭球場 15,000人 陸上グラウンド 17,000人 神扇グラウンド 6,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・更新等を行う必要がある。	A	A
		(3) 生涯学習・スポーツ活動の推進	図書館講座(児童向け・一般向け)	図書館を利用する子供から大人まで、幅広い年代のニーズに合った講座を開催する。	継続	実施回数20回 参加者総数400人	実施回数19回 参加者総数674人	実施回数20回 参加者総数400人	社会教育課	2	参加者数をより多くするため、広報活動をさらに充実する必要がある。	B	B
			郷土資料館ものづくり体験学習	幸手市郷土資料館において、幸手の歴史に関連した地域資源を活かすものづくり体験講座事業を実施する。	継続	機織り体験、藍(生葉)のたたき染め体験、ワークショップ員のキーホルダーを作ろう、薫でつくる正月飾り、張り子のつるし雛づくり体験、拓本体験、勾玉づくり	実施回数10回 参加者総数197人	機織り体験、藍(生葉)のたたき染め体験、ワークショップ員のキーホルダーを作ろう、薫でつくる正月飾り、張り子のつるし雛づくり体験、拓本体験、勾玉づくり	社会教育課	1	機織り体験は、市民ボランティアの協力を得ているが、それ以外の体験事業にも市民ボランティアが協力してもらえらる仕組みづくりが必要である。	A	A
			公民館講座	市民の学習要求に応えるために、各公民館でさまざまな世代を対象にした講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供する。	継続	講座開催 延べ 131講座	講座開催 延べ 89講座 参加者 延べ人数 817人	講座開催 延べ 141講座	社会教育課	2	毎年同じような講座ではなく、幅広い分野での講座を開催する。申込み人数を増やして募集し、受講者を増やすよう計画する。	B	B
			スポーツ推進事業	高齢者スポーツ教室や委託スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康づくりやコミュニティ活動の促進を図る。	継続	高齢者スポーツ教室 参加者数 20人 委託スポーツ教室 参加者数 280人	高齢者スポーツ教室 参加者数 30人 委託スポーツ教室 参加者数 17人	高齢者スポーツ教室 参加者数 20人 委託スポーツ教室 参加者数 280人	社会教育課	2	新型コロナウイルスの影響により委託スポーツ教室の開催団体、参加者数ともに大きく減少している。	B	B
			幸手市文化祭	日頃の文化活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。	継続	文化祭参加人数 11,600人	参加者総数6,891人	文化祭参加人数 11,600人	社会教育課	2	参加者数をより多くするため、広報活動をさらに充実する必要がある。	B	B
			さくらマラソン大会事業	「幸手市さくらマラソン大会」とし、幸手市、幸手市教育委員会、幸手市体育協会及びNPO法人クラブ幸手の4者による共同事業として、例年桜の開花時期に開催しており、全国各地からランナーが幸手市に参集する、春の主要イベントとして開催。	継続	新型コロナウイルス感染防止のため中止	新型コロナウイルス感染防止のため中止	参加者数 2,500人 ※令和5年度は令和5年4月1日、令和6年3月31日の2回開催予定	社会教育課	5	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく事業を中止とした。感染拡大状況に応じて、感染対策を講じての大会開催を行う。	E	E
			市民体育大会事業	広く市民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進及び体力の向上並びに地域のコミュニティづくりを推進するとともに、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展に寄与するために、市民スポーツ大会を開催する。(令和5年度から市民スポーツ大会に改称・旧称市民体育大会)	継続	市民体育大会地区大会参加者数 4,500人 市民体育大会種目別大会参加者数 1,500人	市民体育大会地区大会参加者数 260人 市民体育大会種目別大会参加者数 2,302人	市民スポーツ大会地区大会参加者数 4,500人 市民スポーツ大会種目別大会参加者数 1,500人	社会教育課	2	新型コロナウイルスの影響により、地区大会の開催が1地区を除き中止となった。感染拡大状況に応じて、感染対策を講じての大会開催を行う。	B	B
		(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進	手話奉仕員養成講座を実施し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話技術を習得した者(手話奉仕員)を養成する。	手話奉仕員養成講座(入門・レベルアップ)を実施 ※社会福祉協議会に委託	継続	手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施。 ※社会福祉協議会に委託	手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施した。 ※社会福祉協議会に委託	手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施。 ※社会福祉協議会に委託	社会福祉課	1	毎年継続して講座を実施することで、より多くの人に手話技術を身につけてもらい、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援することが必要。手話に対する興味関心を促すため、日ごろからの周知を工夫する必要がある。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			老人クラブ活動の支援	地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援する。	継続	高齢者の社会参加・生きがいづくり・仲間との交流促進が図れ、老人クラブの活動を支援することができる。	老人クラブ数 19クラブ 会員数 583人	高齢者の社会参加・生きがいづくり・仲間との交流促進が図れ、老人クラブの活動を支援することができる。	介護福祉課	2	新型コロナウイルス感染症の影響により活動休止や、解散してしまった老人クラブがあった。老人クラブの活動の周知を行い、新規入会や活動しやすい環境を整備していく必要がある。	B	B
		(5) 就労に向けた支援	障害のある人の就労支援	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	継続	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	令和4年度末登録者数274人 就労者数142人 ※平成14年度からの累計	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	社会福祉課	1	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が可能な限り一般就労できるよう、障がいの特性に応じたきめ細かな支援を継続していく必要がある。複雑で多様な課題を抱えた障がいのある人についての対応を強化するほか、離職しないよう就労後の継続したサポートを行う必要がある。	A	A
			シルバー人材センターの活用	高齢者の経済的な生活の場として、また、生きがいづくりの機会を確保するためシルバー人材センターに助成を行い、その活動を支援する。	継続	登録者数 460人	登録者数 398人	登録者数 470人	介護福祉課	2	高齢者の就業及び生きがいづくりの創出のため、高齢者のニーズにあった職域の開拓や働きやすい環境づくりへの支援を実施したが、「1会員ひとり紹介キャンペーン」の終了により会員数が減少していった。高齢者の生きがいづくり等活動について広く周知する必要がある。	B	B
			子育て世代の女性の就労支援	主に小学校就学前の子どもがいる母に対し、子育てと就労の両立や再就職を支援するセミナーや座談会を実施する。	継続	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし	こども支援課	5	令和2年度に予算化されず、以降実施していない。今後もセミナー等は実施せず、子育て総合窓口や家庭児童相談室等で相談対応を行っていく。	E	E
			雇用創出・就労支援事業	ハローワークによる相談業務、埼玉県や関係機関との連携により就職支援セミナー等を開催する。	継続	就職希望者と企業のマッチングを図り、雇用拡大につなげる。	・ハローワークとの共催で就職支援セミナーを14回実施した。	就職希望者と企業のマッチングを図り、雇用拡大につなげる。	商工観光課	2	市民が幸手市内で安心して働くことができる場を提供するために、年代別のセミナーを実施するなど様々な視点で対策を施しながら取り組む必要がある。	B	B
	③ 推奨 推進 者への 対応の	(1) 見守り・声かけ活動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動	民生委員・児童委員が地域で孤立リスクの高い高齢者等の見守り・声かけ活動を行う。	継続	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を円滑に行うことができるよう支援を行う。	年間見守り・声かけ件数 5,299件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均 64件(延べ件数)	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を円滑に行うことができるよう支援を行う。	社会福祉課	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、声かけよりも見守りを重視した。定期的かつ継続的な見守りが行われており、今後も継続的に実施する。	A	A
			民生委員・児童委員による高齢者世帯訪問等運動	高齢者の交通事故の防止と犯罪の抑止等を図るため、民生委員・児童委員が交通事故防止、防犯及び悪質商法による被害の防止を地域で呼びかける運動を行う。	継続	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	年間見守り・声かけ件数 5,299件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均 64件(延べ件数)	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	社会福祉課	1	高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行うことにより、交通安全・防犯意識等の普及及び高揚を図ることができたため、今後も継続的に実施する。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(2) 虐待等の早期発見と支援	障がいのある人の虐待防止	幸手市障害者虐待防止センターにおいて、虐待防止に対する啓発及び早期発見・早期対応を行う。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする。</li> <li>住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待通報に対し適切な対応を行うことができた。</li> <li>市ホームページに障害者虐待防止センター等の情報を掲載しているほか、窓口にチラシを設置し、啓発を図ることができた。</li> <li>埼玉県地域自立支援協議会運営会議で構成市町の虐待等対応について情報共有及び意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする。</li> <li>住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める。</li> </ul>	社会福祉課	1	今後も、虐待に対し適切な対応を行うことができるよう研鑽に努めるとともに、チラシ等を通じて虐待に係る通報窓口の周知を図り、虐待防止に対する意識の啓発に努める。事業所での虐待や、広域で対応する虐待などに対応するため、日ごろから連携を事例の共有を図っていく。	A	A
			高齢者の虐待防止	地域包括支援センターや警察等と連携を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に向けた取組みを行う。	継続	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	相談件数 10件	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	介護福祉課	1	市民に対して相談窓口の周知徹底を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に努める。また、事例を把握した場合には、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し対応する。	A	A
			要保護児童対策地域協議会による連絡体制の確保	児童虐待等により、見守りが特に必要とされる児童について、関係機関による見守り体制、情報共有、対策等について定期的な実務者会議を開催し、支援方針の共有や意見交換を行った。	継続	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 適宜	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 25回	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 適宜	こども支援課	1	定期的な会議である実務者会議を目標どおり実施し、特に支援が必要とされる児童について、支援方針の共有や意見交換を行うことができた。引き続き、関係機関で情報を共有し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく。	A	A
			虐待等の早期発見と支援	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	継続	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	相談件数 22件 ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく。	人権推進課	1	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく。	A	A
		(3) ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童及び養育している方に対し保険医療にかかった医療費の自己負担額について支給した。	継続	対象者 1,100人 支給件数 11,600件 支給総額 27,854,000円	対象者 874人 支給件数 9,909件 支給総額 27,707,422円	対象者 1,100人 支給件数 11,600件 支給総額 27,884,000円	こども支援課	1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図れたことから、継続して実施する。	A	A
			児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害がある方に手当を支給した。	継続	対象者 377人 支給件数 2,000件 支給総額 165,691,000円	対象者 364人 支給件数 2,000件 支給総額 158,426,260円	対象者 387人 支給件数 2,000件 支給総額 160,551,000円	こども支援課	1	家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進が図れたことから、継続して実施する。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(4) 障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人や障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた必要なサービスを提供する。	継続	・障がいの程度に応じたサービスを提供する。 ・経済的な支援の充実を図る。	・相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人の状況に応じたサービスを提供できた。 ・障害者手帳の等級に応じた手当等を支給し、経済的な支援の充実を図った。	・障がいの程度に応じたサービスを提供する。 ・経済的な支援の充実を図る。	社会福祉課	1	障がいの程度に応じたサービス提供や経済的支援を今後も継続して実施する。申請又は受給漏れを防ぐためにサービス受給時に丁寧な説明を行う。サービスの提供に関しては、相談支援事業所によるサービス利用計画の作成を促し、モニタリングなどの機会を通じて、状況に応じたサービスが適切に提供されているか、定期的に見直しを行う。	A	A
			障害児保育	保護者の就労等により、保育所で保育を受ける必要がある集団生活が可能な障がい児を、公立保育所において保育を行う。	継続	障がい児に対して、障害児保育を実施する。	障害児保育の入所児 第三保育所 1名(4月時点)	障がい児に対して、障害児保育を実施する。	こども支援課	2	障がい児の入所希望が増えていることから、令和6年度から全ての保育所に障害児クラスを設置する。これに伴い、保育士の確保や資質の向上を一層図っていくことが求められる。	B	B
		(5) 不登校児童・生徒への支援	児童・生徒への教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小・中学校にスクールカウンセラーを配置</li> <li>各中学校に、さわやか相談員を配置</li> <li>各小・中学校に、ふれあい相談員の派遣</li> <li>適応指導教室として、心すこやか支援室の開室</li> </ul>	継続	家庭環境が複雑化していることにより、新たな不登校、長欠傾向の児童生徒が昨年度に続き、増加傾向にある。それらに対応するために、学校が教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行う。100人当たりの不登校児童生徒数を小学生は1.0人、中学生は3.0人以下を目標とする。	増加傾向にある不登校児童生徒に対応するために、学校は教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行うよう努力した。100人当たりの不登校児童生徒数を小学生は約1.8人、中学生は6.7人と目標より高い数値となった。	家庭環境が複雑化していることにより、新たな不登校、長欠傾向の児童生徒が昨年度に続き、増加傾向にある。それらに対応するために、学校が教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行う。100人当たりの不登校児童生徒数を小学生は1.0人、中学生は3.0人以下を目標とする。	学校教育課	2	増加傾向にある不登校児童生徒に対し、今後、不登校を減少させるために、各関係機関の連携が重要である。中学校区の教育相談連絡会を実施し、小・中学校間での情報共有を図るとともに、SCとSSW、さわやか相談員、ふれあい相談員等の連携も進め、組織的な対応を図る。また、心すこやか支援室とも連携し、不登校児童生徒の支援体制のより一層の充実を図る。	B	B
			(6) 青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	青少年健全育成事業	青少年育成推進員による非行防止パトロール、街頭キャンペーンによる啓発活動、研修会等の実施。青少年問題協議会の開催。	継続	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	非行防止パトロール 年3回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	社会教育課	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した事業もあったが、今後も青少年健全育成のための啓発活動等を実施する。	A
		(7) 生活困窮者などへの自立支援	生活困窮者自立支援相談事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談を受け、関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行う。	継続	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談に対し、支援を行う。	相談受付件数75件	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談に対し、支援を行う。	社会福祉課	1	支援を必要とする方が窓口への相談に繋がるよう、事業実施の普及啓発に努める。また、関係機関との連携を密にし、支援体制を確保していく必要がある。	A	A
			子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給世帯や生活困窮世帯(就学援助を受けている世帯)の中学生及び高校生を対象に、学習の支援や進学、就職等の進路指導を行い、必要な家庭に対しては家庭訪問等の支援を行う。	継続	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の中学生及び高校生に対し、学習の支援や進学、進路指導等の支援を行う。	【中学生】 開催回数 50回、利用者数 11人、延べ利用者数 243人 【高校生】 開催回数 48回、利用者数 7人、延べ利用者数 81人	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の中学生及び高校生に対し、学習の支援や進学、進路指導等の支援を行う。	社会福祉課	1	子どもの学習支援事業利用者の内、教室への参加に至らない利用者に対する個別の支援の充実を努める。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			就労相談支援事業	生活保護受給者や生活困窮者を対象に、就労による自立に向けた相談支援を行う。	継続	就労相談員1名を配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象として相談支援を行う。	登録人数 47人(就労中 13人、未就労 34人) 相談受付件数 延べ 970件	就職相談員1名を配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象として相談支援を行う。	社会福祉課	1	今後も継続して、未就労の方の個々の事情に応じた支援を実施していく。	A	A
	(8) セクハラ・DV対策の推進		ドメスティックバイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、被害者からの申出により、加害者とされている者からの当該被害者に係る請求は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付については、原則「不当な目的によることが明らか等」として、住民基本台帳法事務処理要綱に基づき、これを拒むこととするものである。	継続	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、適正な対応を行う。	支援措置申出件数 ①幸手市 25件(措置人数 60人) ②他の自治体 45件(措置人数 103人) R5.3.31現在	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、適正な対応を行う。	市民課	1	引き続き、当該事業に係る相談機関及び関係各課との連携の強化を図る。	A	A
			セクハラ・DV被害者対策の推進	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。幸手市人権擁護委員による人権相談を年13回実施する。	継続	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。	・セクハラ・DV等の相談件数 22件 ※虐待の相談件数と重複する。 ・人権相談件数 2件	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、被害者のためのサポート体制を整える。	人権推進課	1	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、被害者のためのサポート体制を整える。	A	A
	(9) 居住外国人への支援の推進		多文化共生推進事業	外国人住民に対し地域の生活ルールや生活相談に応じる。	継続	外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、日本文化の周知や、多文化共生の地域づくりを進める。	国際交流協会における日本語教室を通じて学習活動を行い、地域の多文化共生を推進することができた。	外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、日本文化の周知や、多文化共生の地域づくりを進める。	市民協働課	1	日本語教室において地域の多文化共生は推進することが出来たが、多文化共生キーパーソンによる地域の外国籍住民に対する生活相談からの多文化共生の地域づくりのための整備が不十分であることが課題である。また、市民一人ひとりの相互理解のために、市民が外国人との交流を深める機会を引き続き増やしていく。	A	A
	(10) 再犯防止の推進		幸手市再犯防止推進計画の策定	幸手市再犯防止推進計画の策定、第2次幸手市地域福祉計画の進行管理に係る所管事業の点検及び評価について	継続	令和3年度に策定した幸手市再犯防止推進計画の実施	幸手市再犯防止推進計画に即した実施を行った。	計画の進行管理として、庁内関係課と連携を図りながら、計画の点検・評価を実施するとともに計画の実施をする。	社会福祉課	1	他市町の状況を勘案し、内容の見直しを図りながら今後も計画に即した事業を継続して実施していく。	A	A
			社会を明るくする運動啓発活動	久喜・幸手地区保護司会・更生保護女性会と連携して「社会を明るくする運動」等再犯防止の啓発活動を行う。	継続	社会を明るくする運動啓発活動として市内小・中学校訪問の実施	6月から7月初旬にかけて市内小学校9校、中学校3校において社会を明るくする運動啓発活動の実施した。また、幸手駅構内に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」という懸垂幕を作成し、設置した。	社会を明るくする運動啓発活動として市内小・中学校訪問の実施	社会福祉課	1	周知活動を目的に、今後も継続して啓発活動を行うことが重要である。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
Ⅲ 地域福祉の基盤づくり	① 身近な相談・支援の推進	(1) 総合的な相談支援体制の充実	生活支援体制の充実	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターの配置により、高齢者ニーズとさまざまな主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による定期的な情報の共有・連携強化の場として協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を行う。	継続	生活支援コーディネーターの配置 4人	生活支援コーディネーターの配置 6人	生活支援コーディネーターの配置 4人	介護福祉課	1	生活支援に関する関係機関と連携し課題の共有や意識の統一化及び社会資源の周知が図れた。引き続き、地域共生社会の実現に向けて関係機関との連携を強化し、分野を超えた協議を行っていく。	A	A
			家庭児童相談室事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して生じる種々の児童問題の解決を図るため、家庭児童相談員を配置し、相談・指導を行った。	継続	相談受付件数300件	相談受付件数328件	相談受付件数300件	こども支援課	1	関係機関と連携しながら相談支援を行った結果、児童本人や家族の精神的援助を図ることができた。核家族化等が進み育児の担い手が地域で少なくなった状況において、相談をできる機会の確保は重要となるため、事業を継続して実施する。	A	A
			子育て総合窓口運営事業	こども支援課と健康増進課の間に「子育て総合窓口」を設置し、専門の相談員を配置して、相談対応や各種申請受付を行った。(こども支援課は保育コンシェルジュ※に係る分) ※令和4年度から利用者支援専門員に変更	単年度	保育コンシェルジュ分 相談受付件数 2,800件	保育所や幼稚園への入所相談や、子育てに関する心配ごとなどの相談に対応した。 令和5年3月末時点の相談件数 2,697件	利用者支援専門員(子育て支援コーディネーター)分 相談受付件数 3,050件	こども支援課	1	保育所の入所希望が増える中、早期から入所相談に応じることで保護者の不安を解消し、スムーズに手続きができるようアドバイスすることができた。令和4年度から基本型へ移行し、地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくりを行うことができた。	A	A
		(2) 分野別の相談支援の強化	障がいのある人への相談支援の充実	障がいのある人が安心して相談することができ、必要な支援を受けられる体制の充実を図る。	継続	障がいのある人の相談支援体制を確保する。	・相談支援事業を委託により実施(埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町3市2町共同で3か所設置) ・基幹相談支援センターを委託し、総合的・専門的な相談支援等を実施(3市2町共同で1か所設置) ・地域生活支援拠点を委託し、緊急時の相談支援等を実施(3市2町共同で1か所設置)	障がいのある人の相談支援体制を確保する。	社会福祉課	1	3市2町共同で地域生活支援拠点を継続して設置し運営していく。現在はコーディネーター配置が1人となっているが、今度の配置について広域で検討していく。また、緊急時の支援を行う登録事業所を増加させるために、未登録の事業所に対して協力を促していく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			介護相談員派遣事業	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣し、保険者との橋渡し役として利用者や介護サービス事業者からの相談を受ける。	継続	介護相談員派遣(電話相談)の実施	相談件数 電話相談 133件	介護相談員派遣(電話相談)の実施	介護福祉課	1	コロナ禍において在宅でのサービス利用者を対象とした電話相談を主軸に実施していたが、徐々に介護保険施設等とも連携し、現地での相談に戻していくことが課題。	A	A
			健康に関する相談事業	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談事業	継続	健康相談 12回 食生活相談 12回 乳幼児健康相談 24回 乳幼児発達相談 12回 心理相談(母子) 12回 こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問) 子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康相談 16回 延べ119人 食生活相談 19回 延べ25人 乳幼児健康相談 24回 延べ257人 乳幼児発達相談 14回 延べ93人 心理相談(母子) 11回 延べ28人 こころの相談 来所 延べ1人 電話 延べ49人 家庭訪問 12人 子育て総合窓口(母子保健型) 延べ1697人	健康相談 12回 食生活相談 12回 乳幼児健康相談 24回 乳幼児発達相談 12回 心理相談(母子) 12回 こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問) 子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康増進課	1	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談の機会として、今後も継続していく。	A	A
		(3) 重層的支援体制の整備・拡充	地域包括支援センターの機能強化	地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務として、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置し、保健師(保健師に準じた看護師)・社会福祉士・主任介護支援専門員の3種類を配置し、重層的な相談体制をとる。	継続	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 6人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 6人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 6人	介護福祉課	1	各地域包括支援センターの職員を計画どおり増員することができ、今後増加が予想されている、重層的な相談に対応する体制を整備することができた。今後は、地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を継続する。	A	A
			幸手市福祉総合支援体制構築事業	高齢・障がい・児童・生活困窮等の各分野の相談支援体制では対応困難な課題や制度の狭間にあるケース(複合課題)を包括的かつ総合的に支援を行っていく。	継続	令和5年度までに総合相談支援体制構築に関する要綱を設置する。	令和5年度までに総合相談支援体制構築に関する要綱を設置するため、先進自治体を参考に情報収集を行い、要綱作成の準備をした。	令和5年度までに総合相談支援体制構築に関する要綱を設置する。	社会福祉課	1	総合相談支援体制の構築にあたっては、国や県のほか他市町の動向に注視していく。	A	A
	② 保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 健康づくり・介護予防の取り組みの推進	一般介護予防事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発を行うことや、出前講座をとって地域活動団体の育成・支援を実施する。	継続	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通じて普及啓発を行う。	認知症予防教室の開催数 23回 延べ参加人数 225人 出前講座の実施61回	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通じて普及啓発を行う。	介護福祉課	1	介護予防や認知症予防について啓発活動が実施できた。今後は、高齢者人口の増加が見込まれる中、運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を目指すだけでなく、介護を必要としない高齢者等に対して、通いの場等社会参加できる場を創出し介護予防につなげる取組みが必要。	A	A
			健康日本21幸手計画(第2次)/健康日本21幸手計画(第3次)・幸手市食育推進計画の推進	乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、「健康日本21幸手計画(第2次)」「健康日本21幸手計画(第3次)」で各施策の目標を設置し、達成状況の評価を実施している。 計画期間:(第2次)平成26年度から平成30年、(第3次)平成31年度から平成35年度	継続	○健康づくり推進会議 年1回実施 ・健康日本21幸手計画(第3次)及び自殺対策計画の施策に対する、当該年度の進捗評価 ○当該重点目標及び計画に沿った健(検)診や健康教室などの事業を実施	○健康づくり推進会議 1回 ・効果的に健康日本21幸手計画の推進、自殺対策計画の策定をするため、健康づくり推進会議を実施 ○第3次計画の各施策目標の達成に向けて当該年度の重点目標を定め、健(検)診や健康教室などの事業を実施した	○健康づくり推進会議 年1回実施 ・健康日本21幸手計画(第3次)及び自殺対策計画の施策に対する、当該年度の進捗評価 ○当該重点目標及び計画に沿った健(検)診や健康教室などの事業を実施	健康増進課	2	引き続き施策目標の達成に向け、具体的取り組みの推進と進捗状況の管理・評価を実施していく。	B	B

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(2) 認知症対策の推進	相談支援体制の充実	認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援方針の検討を実施する。	継続	地域ケア会議の開催 30回	地域ケア会議の開催 25回	地域ケア会議の開催 30回	介護福祉課	2	認知症地域支援推進委員の活動を支援、また認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図る。また、地域ケア会議を活用して、多職種連携による相談支援体制を推進する。	B	B
			オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で孤立を防ぐための支援を実施する。	継続	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を、市内前グループホームで開催できるように支援する。	認知症カフェの設置数 0カ所	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を、市内前グループホームで開催できるように支援する。	介護福祉課	5	新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかった。今後については、おれんじカフェの開催について、ホームページへの掲載やチラシを窓口に配置する等行い周知活動を支援する。	E	E
			認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域でくらすために、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	認知症サポーター数 2,455人	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	介護福祉課	1	認知症サポーター数は増加しており、認知症に関する知識の普及啓発ができています。今後も継続して講座を実施し、サポーター数を増やしていく。	A	A
			早期発見・早期治療への取り組み	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための体制を構築する。また、認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行った。	継続	認知症初期集中支援チーム設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3	介護福祉課	1	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携強化を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進委員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図る。	A	A
		(3) 保健・医療・福祉の連携の推進	障がいのある人に対する保健・医療・福祉の適切な提供	障がいのある人の心身の健康維持、増進及び回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療・福祉を適切に提供する。	継続	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減することができた。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	社会福祉課	1	障がいのある人が安心して暮らし続けるために、今後も保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。相談支援内容がますます複雑化、多様化しており、これらに対応する専門職の必要性が増している。	A	A
			日本保健医療大学との連携	日本保健医療大学が実施する公開講座の後援 日本保健医療大学教授等による幸手市健康保健事業に係る助言・協力	継続	健康づくり推進会議委員協力 1名	健康づくり推進会議委員協力 1名	健康づくり推進会議委員協力 1名 健康づくり講演会への協力 1名	健康増進課	1	健康づくり推進会議委員として会議に参加、助言・協力してもらえた。今後も保健事業について、助言・協力を得て、連携を図っていく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価												
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応														
③ 情報提供および福祉サービスの充実	(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業	杉戸町と共同で北葛北部医師会に事業を委託し、在宅医療連携拠点を中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進した。	継続	研修会の開催 4回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 11回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所(市内)	研修会の開催 4回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 11回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所(市内)	研修会の開催 4回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 11回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所(市内)	介護福祉課	1	今後も医療と介護の連携の充実を図るため、その拠点である北葛北部医師会と本市及び杉戸町と協働し、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備していく。	A	A												
														(5) 地域医療体制の充実	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会及び地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会に参加し、利根保健医療圏各市町(幸手市、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町)と地域医療に関する協議及び「とねっと」を実施する。	継続	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 ○「とねっと」の普及啓発 ○「とねっと」参加者数4,500人	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会(3回)、作業部会(3回)、行政会議(4回)を開催した(zoomを用いたハイブリッド会議を実施した)。 ○「とねっと」普及啓発、幸手市ホームページ、健康環境カレンダーに掲載した。 ○「とねっと」登録者数4,325人(令和5年3月末現在)	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 ○「とねっと」の普及啓発 ○「とねっと」参加者数5,000人	健康増進課	1	協議会を通じた連携体制を継続し、今後も市民への普及活動に取り組む。	A	A
	(1) 福祉サービス情報提供の充実	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けられることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページへの掲載。	社会福祉課	1	見やすさやわかりやすさに配慮する。新たな制度や内容の見直しを図りながら今後も継続して実施する。広く周知するため、配布場所や配布方法についても検討し、イベントなどの機会も生かして周知を図る。	A	A													
													地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行う。	継続	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	出前講座の実施 61回	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	介護福祉課	1	市のホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いことから、今後も継続して実施する。	A	A		
																								情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度等を市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。
													広報紙・市ホームページへの福祉に関する記事掲載	広報紙、市ホームページ等に子育て支援センターや保育所、児童館等で開催する乳幼児、保護者向けの事業をお知らせした。	継続	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載	広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載 広報紙には毎月掲載 市ホームページには広報発行日に掲載 LINEアカウントやYouTubeに記事や動	こども支援課	1	令和5年度から市のLINEアカウントやYouTube(幸手市こどもちゃんねる)において、子育て関連の事業の紹介を行った。今後も様々な媒体を活用して事業を周知していく。	A	A		

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	障がいのある人・障がいのある児童に対する福祉サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、また、障害のある児童が身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。	継続	障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。障がいのある児童に対し、障がいの特性に応じた専門的な支援を行う。	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人に応じた適切なサービスを提供できた。	障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。障がいのある児童に対し、障がいの特性に応じた専門的な支援を行う。	社会福祉課	1	専門的な相談を行ったり、サービス利用計画を作成する相談支援員が不足している。幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町でこの課題に取り組んでおり、人材育成や事業所増加に向けた取り組みを検討している。サービスの提供に関しては、相談支援事業所によるサービス利用計画の作成を促し、モニタリングなどの機会を通じて、状況に応じたサービスが適切に提供されているか、定期的に見直しを行う。	A	A
			緊急時連絡システム	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を実施する。	継続	緊急時連絡システム事業を実施することにより、日常生活上の緊急事態における高齢者等の不安を解消し、支援を実施する。	実利用者数 47人	緊急時連絡システム事業を実施することにより、日常生活上の緊急事態における高齢者等の不安を解消し、支援を実施する。	介護福祉課	1	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築などの事業の必要性は高く、事業内容を見直しつつ、適切な支援を行っていく。	A	A
			紙おむつ支給事業	介護保険の要介護認定で、要介護1から要介護2の非課税世帯及び要介護3から要介護5に認定された人で、排せつの介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し、在宅介護を支援するために紙おむつの支給を実施する。	継続	必要な方に対し、適切に支給できるよう支援を行い、家族の精神的・経済的負担軽減に努める。	実利用者数 258人	必要な方に対し、適切に支給できるよう支援を行い、家族の精神的・経済的負担軽減に努める。	介護福祉課	1	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、今後も介護者の負担軽減のための支援を実施する。	A	A
			介護サービス利用料の軽減	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図った。	継続	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	訪問介護等利用者負担軽減措置事業(令和5年3月末)認定者 127人 事業費 1,502,797円	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	介護福祉課	1	今後も対象となる低所得者が利用できるよう、要介護認定結果とともに案内をするなど今後も利用者への制度の周知に努める。	A	A
			ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる相互援助活動事業	継続	援助件数 2,200件 依頼会員 500人 協力会員 110人 両方会員 90人	援助件数 1,312件 依頼会員 528人 協力会員 103人 両方会員 86人	援助件数 1,500件 依頼会員 550人 協力会員 110人 両方会員 90人	こども支援課	1	依頼会員の増加に伴い、援助を行う協力会員の獲得をしていく。	A	A
			子育て支援センター事業	地域子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、交流を図る機会を提供する	継続	市内3か所で事業や講座、相談業務の実施	市内3か所 ・幸手子育て支援センター 事業63回 講座11回 相談件数44件 来館者3,398人 ・児童館子育て支援センター 事業30回 来館者1,933人 ・どんぐりキッズ(民間地域子育て支援拠点) 事業182回 講座6回 相談件数32件 来館者2,498人	市内3か所で事業や講座、相談業務の実施	こども支援課	1	地域の親子の孤立化を防ぎ、子育て中の不安や心配事を未然に解消できるような交流・相談の場を提供できた。今後も継続して実施する。	A	A
			保育所運営事業	公立・私立の保育所(園)を運営(委託)し、保護者の多様な保育ニーズに対応していく。	継続	公立私立保育所(園)の運営(委託)	市内公立私立保育所(園)の入所児童数(4月1日時点) 公立保育所 199人 私立保育所 182人	公立私立保育所(園)の運営(委託) 公立保育所のあり方の検討	こども支援課	1	令和4年度も待機児童はいなかった。今後も、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育内容を充実させていくとともに、第一保育所と第三保育所の統合に向けた検討を進めていく。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応			
		(3) 福祉サービスの質の向上	サービス事業者の育成・指導	利用者がより快適な生活や介護を受けられるように地域密着型サービス事業所等への実地指導を実施する。	継続	介護サービス事業者への実地指導	介護サービス事業者への実地指導7事業所	介護サービス事業者への実地指導	介護福祉課	1	国の運営指導マニュアルに沿った実地指導の実施により介護サービス事業者の負担を可能な限り軽減しつつ、実地指導の標準化・効率化を図る。また改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努める。また、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携する。	A	A	
			福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具購入または住宅改修以外の介護保険サービスの利用予定がない方への福祉用具や住宅改修に関する相談・助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した介護支援専門員等に経費の助成をする。	継続	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	福祉用具・住宅改修支援事業実績 0件(令和5年2月末)	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	介護福祉課	2	多くの利用者は福祉用具購入や住宅改修以外の介護保険サービス利用もあるため、本事業の実績としては少ないが、適切な助言や住宅改修費の申請に必要な書類の作成等に係る手数料を介護支援専門員や福祉用具相談員のいる事業所に助成することで、事業所支援につながるため今後も継続が必要。	B	B	
IV	安心して暮らせる生活の基盤づくり	① 安全・安心な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実	緊急時連絡システム	一人暮らしの重度身体障がい者が急病や事故その他の理由により緊急に扶助を必要とする場合に、速やかな救助活動を行うことができるよう、緊急時連絡システムを設置する。	継続	緊急時連絡システムを設置する。	設置件数 2件(継続)	緊急時連絡システムを設置する。	社会福祉課	1	緊急時連絡システムを設置することにより、緊急事態における不安の解消につながっているため、今後も継続して実施する。高齢者に対しても同様のサービスを提供しており、利用しやすい環境づくりや方法について研究する。	A	A
			福祉避難所の充実	災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障がい者等)が避難する二次的避難所である福祉避難所の充実を図る。	継続	指定福祉避難所を対象とした図上訓練の実施 1回	指定福祉避難所を対象とした図上訓練を実施した 1回(参加者15名)	指定福祉避難所を対象とした図上訓練の実施 1回	社会福祉課	1	有事の際に福祉避難所を開設した場合を想定し、運営するノウハウを蓄積するために、今後も継続して訓練を行うことが重要である。また、毎年避難所運営ゲームHUGで訓練しているが、訓練内容を適宜見直していきたい。	A	A	
			自主防災組織の組織数向上	災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があることから、地域の防災力を向上させるために、自主防災組織の必要性について周知し、組織数の向上を図る。	継続	自主防災組織数50団体(組織率63%)	1団体設立したが、目標の50団体には届かず49団体設立。	自主防災組織数51団体(組織率65%)	危機管理防災課	2	未だ市内の自主防災組織率が63.0%なので、未設立の地域へ継続して周知する。	B	B	
			避難行動要支援者個別計画の作成	避難行動要支援者名簿の充実を図るために、名簿登載者に対し、個別計画書の必要性活用方法を説明し、それぞれ作成するよう依頼した。	継続	引き続き個別支援計画の作成を依頼するとともに、支援者に対する個別支援計画書の提供についても、事例を交えながら説明し、提供が進むよう取り組む。	関係部局と連携し円滑に調整できた。	避難行動要支援者個別計画書を全面更新する。	危機管理防災課	1	今後、提出された個別計画書をまとめ、民生委員や各自治会に令和6年3月に提供できるように進める。	A	A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			幸手市地域防災計画の更新	幸手市地域防災計画の更新内容を含め、災害時の市や関係機関の対応や事前の備え、避難所等の周知を図った。	継続	幸手市地域防災計画を全面改訂し、現状に沿った計画に改める。また、改訂した計画については、関係機関や事業者、市民に周知する。	全面改訂できた。	国や県の計画等に合わせて引き続き改訂する。	危機管理防災課	1	今後も、国や県の計画にあわせ見直していく。	A	A
		(2) 防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	市内における犯罪防止のための取り組みとして、特に小・中学校の下校時間帯を中心に、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	継続	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施した。	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	危機管理防災課	1	市民生活部及び教育委員会とで協力し目標どおり防犯パトロールを実施することができた。今後、防犯パトロール車両の新規登録を増やし、防犯パトロール体制の充実を図りたい。	A	A
			青少年健全育成事業	青少年育成推進員による学校訪問	継続	市内小学校 9校 市内中学校 3校 市内高校 1校	市内小学校 6校実施 市内中学校 1校実施 市内高校 0校実施	市内小学校 9校 市内中学校 3校 市内高校 1校	社会教育課	1	市内学校の訪問により青少年育成推進員と学校との連携を図ることができた。	A	A
		(3) 交通安全対策の充実	交通安全運動などの啓発活動の実施	市民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図るため、交通安全運動などの啓発活動を実施する。	継続	・交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) ・交通安全パレードの実施	交通安全運動に係る街頭広報を実施し、市民に交通安全思想の普及・浸透を図ることができた。なお、交通安全パレードは新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため中止とした。	・交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) ・交通安全大会(屋外型のパレードから、新しい形態として屋内型に移行した啓発活動)の実施	危機管理防災課	1	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるために、今後も幸手警察署と連携し街頭広報や交通安全大会等を実施する。市民に交通安全意識の普及や浸透を図るためには継続した啓発が必要となるため、今後も引き続き事業を実施することが重要である。	A	A
			子ども110番の家・スクールガードによる見守り活動の充実	・子ども110番の家連絡協議会 ・スクールガード・リーダー研修会 ・コミュニティスクール ・交通安全教室	継続	危険箇所報告や通学路の一斉合同点検の結果から、その改善点を迅速に対応できるようにするとともに、子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会を連動することで、より一層児童生徒の安全確保に努める。	・危険箇所報告や一斉合同点検により、危険箇所の抽出ができ、関係課等と連携して、その改善を図れた。 ・子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会の連動した開催により、子供達を見守る体制の強化が図れた。 ・コミュニティスクールの場において、地域の安全についての意見交換の機会を設けることができた。	危険箇所報告や通学路の一斉合同点検の結果から、その改善点を迅速に対応できるようにするとともに、子ども110番の家連絡協議会とスクールガード・リーダー研修会を連動することで、より一層児童生徒の安全確保に努める。また、子ども110番の家の設置件数を増加する。	学校教育課	1	昨年度の課題であったオンライン開催においても、各学校との連携により円滑に協議会を実施することができ、児童生徒の安全確保に繋がった。	A	A
		(4) 消費者保護の推進	消費者行政推進事業	契約トラブルや多重債務など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように消費生活相談員を配置して相談に応じ、問題の解決を図る。また、市民へ消費生活に関する周知を図る。	継続	悪質かつ巧妙な手口により、消費者が被害に遭うことを未然に防ぐため、周知活動や情報提供、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	消費生活相談件数 238件 消費生活相談員3名体制の継続、アドバイザー弁護士制度の継続実施を通し、消費者問題の解決を図ることができた。	悪質かつ巧妙な手口により、消費者が被害に遭うことを未然に防ぐため、周知活動や情報提供、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	市民協働課	1	アドバイザー弁護士制度の導入で困難事例にも対応することが可能なことから、継続して実施する。また、相談員研修に参加することで、相談内容への対応の資質を向上させるとともに、広報紙やホームページ・SNSで消費生活問題に関する情報提供を継続して行う。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応			
② だれもが住みよいまちづくりの推進		(1) 居住環境の充実	施設・居住系サービスの整備	今後予想される介護者の重度化や認知症高齢者の増加の備え、施設・居住系サービスの基盤整備の料を見込み、事業者の公募等により整備を図る。	継続	看護小規模多機能型居宅介護事業所1事業所	公募を実施したが、事業者の応募がなかった。	看護小規模多機能型居宅介護事業所1事業所	介護福祉課	3	看護小規模多機能型居宅介護については、要介護状態となっても住み慣れた住宅で暮らし続けるために有用なサービスのひとつであるので、今後も公募を行う。また、他の地域密着型サービスについても整備について検討する。	C	C	
		(2) 生活環境の充実	養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設で、軽費老人ホームは自炊ができない程度の身体能力の低下により、生活に不安のある人や家族の援助を受けることが困難な人が入居する施設である。そのための入所支援。	継続	居宅において生活することが困難な高齢者が市の措置や、契約により入所できるよう支援する。	養護老人ホーム入所者 3人/月 軽費老人ホーム入所者 2施設	居宅において生活することが困難な高齢者が市の措置や契約により入所できるように支援する。	介護福祉課	1	養護老人ホームの対象者人口の増加が予想されるなか、社会的な支援を必要とする高齢者に対して必要な施設となっており、今後も必要に応じ、市の措置による入所委託を行う。また、軽費老人ホーム(ケアハウス)については、現状の施設を維持していく。	A	A	
			安全な道路の維持管理	道路の損傷箇所について迅速に対応し、安全な道路の維持管理を行う	継続	道路の損傷等が発見された場合は、早急に修繕を行う	約290箇所の損傷等に対して、維持修繕を実施した。	道路の損傷等が発見された場合は、早急に修繕を行う	道路河川課	1	-	A	A	
		(3) 移動手段の充実	障がいのある人に対する外出支援	障がいのある人が地域で自立生活や社会参加ができるよう外出支援を行う。	継続	行動援護、移動支援、生活サポート事業、福祉タクシー券等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	行動援護、移動支援、生活サポート事業、福祉タクシー券等を実施し、単独で外出することが困難な人を支援した。	行動援護、移動支援、生活サポート事業、福祉タクシー券等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	社会福祉課	1	今後も継続し、外出の支援を実施する。制度が重複しわかりにくさもあることから、説明に工夫が必要である。利用を希望する人が適切にサービスを利用することができるよう、相談支援員によるサービス利用計画作成を促すなど利用しやすい環境をつくる。	A	A	
			市内循環バス運行事業	市民及び増加する高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通網を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資するため、地域公共交通を実施する。	継続	市内循環バスの利用促進を図るため、地域を巻き込んだ事業を実施し、利用者数の増加を図る。	杉戸町巡回バスへの乗り継ぎなどを可能としたことや、ハピノリ応援ショップ制度を導入し、市内循環バスを利用することで得られる特典等の周知により、利用者は増加傾向となった。	市内循環バスの利用促進を図るため、地域を巻き込んだ事業を実施し、利活用方法の模索などから利用者数の増加を図る。	市民協働課	2	市内循環バス利用者は増加傾向ではあるが、意見や要望も多くある。公平な視点での利便性の向上及び現行の市内循環バスをより利用してもらえるようなアイデア・事業・周知が必要である。 ※現行の市内循環バスは令和8年12月まで。	B	B	
		(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	住宅改修	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取り付ける、段差を解消する等の住宅改修を行おうとすると、事前申請し住宅改修が必要と認められた場合、20万円を請求限度額として、費用の9割等を介護保険から支給する。	継続	介護保険サービスによる給付の実施	介護給付(要介護認定者の利用) 86件 予防給付(要支援認定者の利用) 53件	介護保険サービスによる給付の実施	介護福祉課	1	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、小規模な改修を行う介護保険サービスとして、引き続き制度の周知に努める。	A	A	
			庁舎連絡通路修繕	本庁舎と第2庁舎をつなぐ連絡通路の段差を解消する。	単年度	-	-	本庁舎と第2庁舎をつなぐ連絡通路の段差を解消するとともに、滑り止めのゴムチップを敷き均した。	-	契約管財課	1	庁舎の地盤沈下が進むと、再び通路の段差が生じる恐れがある。	A	A

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			公園のバリアフリー化の実施	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	継続	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	東第2公園の出入り口にある段差を解消した。	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	都市計画課	2	引き続き、新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	B	B
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第6次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により、西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施する。	都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施した。	引き続き、都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施する。	まちづくり事業課	1	—	A	A
			歩道の段差解消	歩道に生じた段差解消工事を行う	継続	段差箇所が発見された第1次、段差解消工事を行う。	歩道内の段差解消の修繕工事を5箇所実施した。	段差箇所が発見された第1次、段差解消工事を行う。	道路河川課	1	—	A	A
			学校施設のバリアフリー化	学校施設のバリアフリー化の維持を行うとともに、長寿命化工事等に併せ、施設全体のバリアフリー化を図るための検討を進める。	継続	学校施設のバリアフリー化の維持を行う。	陥没箇所やスロープの補修など学校施設のバリアフリー化を維持した。	学校施設のバリアフリー化の維持を行う。	総務課	1	補修などを行うことにより学校施設のバリアフリー化を維持できたことから、継続して実施する。	A	A
③ 市民の尊厳を守る体制の充実	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がいがある人の成年後見制度の利用を促進する。	継続	成年後見制度の利用を促進する。	成年後見人に対する報酬扶助件数 4件	成年後見制度の利用を促進する。	社会福祉課	1	保護者の高齢化などもあり、年々利用ニーズが高まっている。今後も、真に必要な人に市長申立及び報酬扶助を行い、権利擁護を図っていく。成年後見制度の周知なども適切に行っていく。	A	A	
		成年後見制度の利用支援	身寄りがなく、判断能力が不十分な人について相談を実施した。	継続	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	成年後見制度等権利擁護相談 76件	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	介護福祉課	1	成年後見制度や任意後見契約の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援していく。	A	A	
		障害者差別解消法に係る研修等の実施	平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、市職員向け研修及び事業所向け説明会を実施する。	継続	・職員対応研修(新規採用職員対象) 1回実施 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催し、今後の啓発について意見交換を行う。 ・市広報紙で差別解消法についての特集記事を掲載した。	・職員対応研修(新規採用職員対象) 1回実施 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催し、今後の啓発について意見交換を行う。 ・市広報紙で差別解消法についての特集記事を掲載した。	・職員対応研修(新規採用職員対象) 1回実施 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催し、今後の啓発について引き続き意見交換を行う。 ・市広報紙で差別解消法についての特集記事を掲載した。	社会福祉課	1	埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会で広域での情報や事案の共有を行い、各自治体での差別解消のための相談が円滑に行えるようにする。令和6年4月から合理的配慮の提供に関して事業者にも義務化されるため、商工会などを通じて広く周知を図る必要がある。	A	A	

施策の成果一覧(評価一覧)

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R4		R5	担当課			事務局案 評価	委員会 評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	同和問題をはじめとする人権問題の解決のために、人権啓発活動を行い、人権啓発の促進、人権意識の高揚を図る。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>幸手市人権擁護委員と駅頭啓発活動、市民まつりの啓発活動(年2回)</li> <li>広報紙、HPIによる人権啓発記事の掲載</li> <li>市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回)</li> <li>教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回)</li> <li>人権啓発促進に係る企業訪問(年1回)</li> <li>人権を考えるつどい等への参加(年2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙、HPIによる人権啓発記事の掲載</li> <li>市職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回)</li> <li>教職員に対する人権啓発研修会の実施(年1回)</li> <li>人権啓発促進に係る企業訪問(年1回)</li> <li>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にて対応</li> <li>人権を考えるつどい等に参加した。(年1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幸手市人権擁護委員と駅頭啓発活動、市民まつりの啓発活動(年2回)</li> <li>広報紙、HPIによる人権啓発記事の掲載</li> <li>市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回)</li> <li>教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回)</li> <li>人権啓発促進に係る企業訪問(年1回)</li> <li>人権を考えるつどい等への参加(年2回)</li> </ul>	人権推進課	2	人権啓発品を手渡すことにより、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクがあったことから、駅頭啓発活動や市民まつりでの啓発活動を実施することができなかった。今後の啓発活動の実施について、人権啓発品を窓口配架するなど、方法を検討していく。	B	B
			人権教育研修会「人権作文発表会」	人権問題を解決するために、指導者の資質向上を図るとともに、地域における人権教育の一層の推進に資するため、小・中学校による人権作文の発表と研修会を実施。	継続	人権作文発表会 参加目標人数 200人	人権作文発表会 参加人数 199人	人権作文発表会 参加目標人数 200人	社会教育課	1	新型コロナウイルス第8波の心配はありましたが、換気、消毒の徹底、さらに座席を1席ずつ空けて開催した。その結果大きな混乱もなく無事に開催することができたが、例年12月の開催なので、引き続き感染症対策を十分行う必要がある。	A	A
		(4) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催し、男女共同参画啓発のため、情報紙等を発行する。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回)</li> <li>男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回)</li> <li>男女共同参画啓発情報紙を発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉まつりでの啓発活動ができた</li> <li>セミナーを開催した</li> <li>男女共同参画啓発情報紙を発行した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回)</li> <li>男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回)</li> <li>男女共同参画啓発情報紙を発行</li> </ul>	人権推進課	1	今後も引き続き、男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催し、男女共同参画啓発のため、情報紙等を発行する。	A	A